

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年8月3日（令和2年（行個）諮問第128号）

答申日：令和4年9月26日（令和4年度（行個）答申第5089号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、令和元年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年2月7日付け東労発総個開第1-1120号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の申出があったことから、内容は記載しない。）。

東労発総個開第1-1120号（令和2年2月7日付）で開示決定された「不支給決定を受けた労災請求に係る、決定理由がわかる調査結果復命書」文書一式は、その「認定した事実」、「総合判断」、「出現した心身の症状等に関する事項」、「業務による心理的負荷の有無及びその内容」、「業務以外の心理的負荷の有無及びその内容」、「聴取書」の不開示、黒ぬりが多すぎ、総合評価に至ったエビデンスを確認することが出来ないため、情報開示請求の趣旨に合っていないので、本保有個人情報の開示をする旨の決定について取消し及び総合評価に至った理由が確認できるよう開示を求めます。

理由は以下の通りです。

- (1) 「2-1 出現した心身の症状等に関する事項」の「調査結果」が全て黒塗りになっている。請求人の申述に対して「調査結果」が全て黒塗りになっており、調査結果が請求人の申述と乖離しているかどうか、あるいは確認の有無等すら確認できないため、情報開示請求の趣旨に合っておらず不十分である。
- (2) 「3-1 業務による心理的負荷の有無及びその内容」の「調査結果」が全て黒塗りになっている。(平成27年～平成28年特定月：特定会社A出向時)

請求人の申述に対して「調査結果」が全て黒塗りになっており、調査結果が請求人の申述と乖離しているかどうか、あるいは確認の有無等すら確認できないため、情報開示請求の趣旨に合っていない。また認定事実の中に「これらの出来事は、平成31年特定月の発病前6か月以前の出来事である。」とあるが、特定番号(令和2年特定月日付)で受理された審査請求の中で診断書を提出し、発病日を事実誤認していることが判明している。

それによると発病前6か月以前の中に長時間労働が含まれているため、その前後からの業務との因果関係の有無を窺い知るには調査結果が全て黒塗りされては不可能である。

また、請求人の申述の事実関係は、認定事実にも確認有無が記述されていないため、黒塗りされていると調査結果が事実に基づいた内容かの確認が不可能であるため、情報開示請求の趣旨に合っておらず不十分である。(なお、請求人の申述はエビデンス(調査対象者との会話の録取)に基づき申述したものである。)

なお、特定会社Aでは、上司が企図・扇動した犯罪的パワハラ(故意に悪い部署採算に見せかけ請求人を貶めた上で執拗に仕事を与えず仲間外しを行った)を長期間継続的に受けた結果体調が悪くなった事実があるが、請求人は、健康回復を第一に労働安全法制に沿った安全配慮や産業医との面談に基づき対応したため、犯罪的パワハラに関して刑法上の時効は過ぎている。そのため、事実関係を確認したところで被疑者を刑事告発など訴追することは出来ないため、黒塗りするのは無意味であり、適正な労働安全法制の履行を確認するには黒塗り部分の開示が必要である。

- (3) 「3-2 業務による心理的負荷の有無及びその内容」の「調査結果」が全て黒塗りになっている。(平成29年：特定会社B)

請求人の申述に対して「調査結果」が全て黒塗りになっており、調査結果が請求人の申述と乖離しているかどうか、あるいは確認の有無等すら確認できないため、情報開示請求の趣旨に合っていない。

また認定事実の中に「これらの出来事は、平成31年特定月の発病前

6か月以前の出来事である。」とあるが、特定番号（令和2年特定月日付）で受理された審査請求の中で診断書を提出し、発病日を事実誤認していることが判明している。

それによると発病前6か月以前の中に長時間労働が含まれているため、その前後からの業務との因果関係を窺い知るには調査結果が全て黒塗りされていては不可能である。

また、請求人の申述の事実関係は、認定事実にも確認有無が記述されていないため、黒塗りされていると調査結果が事実に基づいた内容かの確認が不可能であるため、情報開示請求の趣旨に合っていない。

なお、特定会社B社員相談室への相談は、請求人の要望により特定会社B社員相談担当者も録取しており、その事実関係はその内容で確認可能なため、黒塗りして確認できないことは情報開示請求の趣旨に合っていない。

その他特定会社A出向時の上司の犯罪的なパワハラも訴えたが、不問になったことで更に体調が悪くなったこともあり、業務との因果関係を知るうえで、特定会社B社員相談室が、何をどの様に確認して、不問としたのかや事実の有無について確認できない黒塗りは情報開示請求の趣旨に合っておらず不十分である。

- (4) 「3-3業務による心理的負荷の有無及びその内容」の「調査結果」が全て黒塗りになっている。（平成28年特定月～平成31年特定月：特定会社C出向時）

請求人の申述に対して「調査結果」が全て黒塗りになっており、調査結果が請求人の申述と乖離しているかどうか、あるいは確認の有無等すら確認できないため、情報開示請求の趣旨に合っていない。

また認定事実の中に「これらの出来事は、平成31年特定月の発病前6か月以前の出来事である。」とあるが、特定番号（令和2年特定月日付）で受理された審査請求の中で診断書を提出し、発病日を事実誤認していることが判明している。

それによると発病前6か月以前の中に長時間労働が含まれているため、その前後からの業務との因果関係の有無を窺い知るには調査結果が全て黒塗りされていては不可能である。

なお、特定会社C出向時においては、特定会社A出向時より更に体調が悪化していることを特定会社C上司や特定会社C産業医に伝え安全配慮を求めたが業務上の配慮が得られず長時間労働が継続し、更に悪化した。

認定事実には「平成30年特定月以降は毎月産業医面談を実施し、健康状態に配慮して時間外労働を行わないように（黒塗り）が配慮していたことが確認された。」と記述されているが、事実は平成28年特定月

以降ほぼ毎月産業医面談を受けており、平成30年特定月に特定会社C産業医が現産業医に変わるまでの約特定数年間においても特定会社C産業医、上司の管理下で恒常的な長時間労働（月平均特定数時間程度）を遂行しており、その期間の業務起因性を窺い知るには、会社として安全配慮をどの様に行ったのか認定事実、あるいは調査結果の記述が無いと判断できないため、請求人の申述を覆す調査結果が必要であり、その部分が黒塗りで確認できないのは、情報開示請求の趣旨に合っておらず不十分である。

請求人が信じる事実は、エビデンスを示し、申述しているが事実認定において、その申述と違う調査結果を採用の上、出来事評価を行うに当たっては、何を以って事実認定を行ったかの説明が調査復命書に明確にされなければ、事実に基づいた出来事評価とは言えない。

- (5) 「4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容」の「調査結果」が全て黒塗りになっている。

請求人本人のプライバシーに関わる申述の「調査結果」が全て黒塗りになっているのは、不自然であり、情報開示請求の趣旨に合っていない。

(略) そのため調査結果の黒塗りは何に対する配慮か意味不明である。

このことは、元を辿れば、特定会社A出向時に上司の企図・扇動によって請求人が貶められ降格になったことが発端であり、原因は業務起因であるため、調査復命書の調査結果が全て黒塗りされていると業務起因か否かの認定に至ったエビデンスが確認できず、情報開示が不十分である。

認定事実の中に「これらの出来事は、平成31年特定月の発病前6か月以前の出来事である。」とあるが、特定番号（令和2年特定月日付）で受理された審査請求の中で診断書を提出し、発病日を事実誤認していることが判明している。

それに伴い発病前6か月以前の中に長時間労働が含まれ、その前後の調査結果によっては業務起因性の評価が変わるため、その事実認定の基になった調査結果が全て黒塗りされているのは、制度上の不支給決定に対する審査請求を検討する上でも情報開示として不十分である。

- (6) 「4-2 個体側要因の有無及びその内容」で「個体側要因有」の場合の内容として、「請求人は特定傷病Aを強く訴えているが、収集したレセプトの範囲では同傷病名は確認できない。」と記述されている。

しかし、開示されたレセプト類の中に「特定傷病Aの疑い」との記述があるにも関わらず、主治医の意見も確認することなく同傷病名が無いとするだけではなく、レセプト類に記述が無い「特定傷病B」の治療を継続的に行っていると断定するのは適切なプロセス・評価と言えず、調査結果に請求人が申述している「特定傷病A」に疾患していないと印象

付けるかのような記述するエビデンスとして不十分であり，復命書の黒塗り部分の中に特定傷病Aでないとするエビデンスと言える結果があれば，開示すべきであり，情報開示として不十分である。

なお，特定番号（令和2年特定月日付）で受理された審査請求の中で主治医からの「特定症状」，「特定傷病A」の診断書を提出し，発病日および病名を事実誤認していることが判明している。

(7) 「5 主治医・産業医等の意見」（主治医の意見）

請求人本人の病気に関わる記述が黒塗りになっているが，請求人が治療に当たって知る必要がある情報の一部であり，それを開示しないのは情報開示の趣旨に合っておらず不十分である。

(8) 「5 主治医・産業医等の意見」（産業医意見書）

請求人は，2016年特定月より特定会社C産業医の面談を受けていること及び2018年特定月以前は前任の特定会社C産業医，請求人の当時の上司による，適切な安全配慮が受けられなかったことを申述しているが，「面接指導結果報告書および事後措置に係る意見書」には，後任の特定会社C産業医が請求人の適切な安全配慮を求める旨の相談を受けて安全配慮をおこなった期間のみが，調査される特定会社C側の内容抜粋を許す形で，記述されている。

請求人が申述している「適切な安全配慮を受けられなかった期間」の産業医の面接指導や事後措置に関わる記録を提示するのを特定会社C側に任せるのは，不適切なプロセスであり，その上でその部分について聴取書などで確認した内容が，黒塗りされているのは情報開示の趣旨に合っておらず不十分である。

(9) 「5-2 専門医の意見」

請求人の申述に対して「何を確認したか」，請求人のプライバシーである病気の「態様や病名」などが，黒塗りしてあるのは，事実に基づき意見書が作成されたのか確認する上で必要不可欠であり，請求人プライバシーを請求人に開示できないと言うのは，情報開示として不十分である。

専門医意見の「2 業務要因の検討」に「署の調査結果によると，発病前6か月の期間における出来事として，時間外労働時間数が1か月あたり特定数時間前後であったことが認められた。」に記述されているが「特定番号（令和2年特定月日付）で受理された審査請求の中で診断書を提出し，発病日を事実誤認」していることが判明し，事実は「特定数時間以上の残業を行っている。」である。

また，「時間外労働時間数が1か月あたり特定数時間前後であったことが認められた。」と記述しながら一方で「1か月に特定数時間以上の時間外労働を行ったに該当するものの，心理的負荷の強度は弱と判断さ

れる。」と真逆の出来事が記述されており、事実に基づいた評価が行われたか否かの確認には黒塗りされている部分の情報開示は、必須である。

その他、ここでも「特定個人は特定傷病Aを強く訴えているが、収集した診療報酬明細書の範囲では同傷病名は確認されていない」と記述されているが、「特定番号（令和2年特定月日付）で受理された審査請求の中で診断書を提出し、発病日を事実誤認」していることが判明している。

（10）聴取書

全ての聴取書の記述が黒塗りとなっているが、請求人が申述していることに対して何を確認したかも黒塗りされているのは、情報開示の趣旨に合っておらず不十分である。

また、東労発総個開第1-1120号保有個人情報の開示をする旨の決定で、開示された「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書一式」は、事実誤認のまま出来事評価が行われ、「出来事と評価の不一致」、「評価とエビデンスの不一致」、「請求人の申述に対して主治医に意見を聞かず調査官が判断」など散見される状況下では、特定番号（令和2年特定月日）で審査請求が受理され、今後実施される意見の聴取にあたって請求人が事実に基づいた申述を行っても事実誤認を正として評価される可能性があることも踏まえ、聴取内容について個人名以外は全て開示し、請求人が事実誤認や誤った申述に対する意見、指摘が出来るように全て開示すべきである。

（11）請求人からの要請

「労働者災害補償保険療養補償給付等（特定番号）不支給決定」に関わる「東労発総個開第1-1120号（令和2年2月7日）保有個人情報の開示をする旨の決定」で、開示された「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書一式」には、事実に基づかない判断・評価が存在し、既に不支給決定の妥当性に疑問が生じている状況である。

請求人は、安全労働法制に基づき公平、公正な審査を望んでいるが、既に事実誤認が確認されている状況では、請求人が黒塗りされている部分を含みエビデンスを以って事実誤認を指摘する必要があるため、個人名、社名、印影など必要最低限の個人情報以外は開示することを強く要請する。

また、請求人本人のプライバシーに関する記述は、請求人に開示して問題になる部分はないため、同様に全て開示することを強く要請する。

「労働者災害補償保険療養補償給付等（特定番号）不支給決定」に対する原処分庁の意見は事実誤認を含んだ決定を正とし、請求人の審査請求棄却を意見の要旨とし、その理由は、「発病前6か月以前の出来事であるため評価は行わない」というものであるが、請求人がエビデンスと

して提出した診断書により、「発病前6か月に含まれている」ことを証明しているため、その他の申述についても関連して認定事実が事実に基づき認定されたか確認するためには、請求人が指摘する以外方法が無いため、同様に「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書一式」の全ての黒塗り部分は必要最低限の個人情報を除き全て開示することを強く要請する。(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年12月16日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年5月7日付け(同日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が、令和元年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書3の①、4の①、6の①、9の①、13の②、14の④、15の①、18、19の②、21の②、22の①及び28の不開示部分は、審査請求人以外の姓、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハマでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の①、3の②、4の②及び6の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある

ため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書7, 9の②, 13の①, 14の①, 15の②, 19の①, 21の①, 22の②及び26の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書1の②, 9の③, 11, 14の②及び③, 15の③, 17, 20, 21の③, 22の③及び23の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の②, 9の③, 11, 14の③, 15の③, 17, 21の③, 22の③及び23の不開示部分は、事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の①, 3の②, 4の②及び6の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発

生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の②、9の③、11、14の②及び③、15の③、17、20、21の③、22の③及び23の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年8月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年9月8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年9月8日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14

条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，審査請求書及び意見書の記載によれば，原処分で不開示とされた部分のうち一部を除き，開示することを求めている。

これに対し，諮問庁は，諮問に当たり，原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが，その余の部分については，原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1(1)

当該部分は，精神障害の業務起因性判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）の「調査結果」欄であり，審査請求人以外の関係者のうち一定範囲の者に対する特定労働基準監督署による調査結果が記載されている。

当該部分は，一般的な表現にとどまり，これを開示しても，特定の個人あるいは一定範囲の者が特定されるとは認められず，また，原処分で既に開示されている情報と照らし合わせて，特定の個人あるいは一定範囲の者が明らかになるとも認められない。

このため，当該部分は，特定の個人を識別することができず，これを開示することにより，個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。

また，当該部分は，これを開示しても，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

イ 通番1(2)，通番4及び通番5

当該部分は，調査復命書に記載された審査請求人の主治医の意見書及び精神障害専門部会の意見書等に記載された主治医等の意見の一部等の引用部分並びに精神障害専門部会の意見書及び審査請求人の主治医の意見書等に記載された主治医等の意見の一部であり，原処分で開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため，当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，同号ただし書イに該当すると認められる。

また，当該部分は，これを開示しても，労働基準監督機関が行う労

災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番2, 通番8, 通番15及び通番22

当該部分は、調査復命書に記載された使用者報告書の一部の引用部分並びに使用者報告書に記載された審査請求人から特定事業場への申告を含む業務での出来事及び審査請求人の個人情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、通番8及び通番15は、使用者報告書に記載された報告の内容の項目が記載されており、原処分で開示されている情報から審査請求人が推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番10, 通番11, 通番17及び通番24

通番10は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定兼特定労働基準監督署長宛て届出書に押印された特定事業場の使用者の印影、通番17は、特定事業場が特定労働基準監督署に届け出た就業規則変更届及び意見書並びに特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定兼特定労働基準監督署長宛て届出書等に押印された特定事業場の使用者と労働組合の印影である。

当該部分は、法14条3号イに規定する法人その他の団体に関する情報に該当すると認められるが、当該協定及び就業規則等については、労働基準法106条1項により当該事業場の労働者に周知しなければならないとされており、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番11は、労働保険料申告書に押印された特定事業場の事業主の印影であり、通番10と同種のもものと認められる。

通番24は、特定事業場から審査請求人あてに通知された労働条件通知書に押印された特定事業場の事業主の印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

オ 通番12

当該部分は、審査請求人の勤務記録に記載された同人の勤務に関する特記事項であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番1、通番3ないし通番5は、調査復命書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容、審査請求人の主治医の意見書に記載された意見の一部及び精神障害専門部会の意見書に記載された意見の一部等の引用部分、審査請求人以外の関係者からの聴取書等に記載された聴取内容及び精神障害専門部会の意見書に記載された意見の一部並びに審査請求人の主治医の意見書に記載された意見の一部等である。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者及び医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

通番6、通番7、通番14、通番19及び通番21は、特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書等に押印された同団体の印影並びに使用者報告書及び労働保険料申告書等に押印された特定事業場の事業主の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のもの

して、これにふさわしい形状のものであると認められる。

これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番12及び通番18は、審査請求人の勤務記録及び時間外労働の工数入力画面を印字したものに特定事業場の書類管理システム上のURLコードが記載されており、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

(ア) 通番2, 通番8, 通番15及び通番22

当該部分は、調査復命書に記載された使用者報告書の一部の引用部分、使用者報告書に記載された審査請求人の業務に関する労働条件及び特定事業場の所見並びに審査請求人の勤務評価等に関する情報である。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

さらに、通番2は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に特定時点における特定事業場職員の職氏名等が記載されており、審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの、被聴取者を示す記号が分ち難く付記されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定労働基準監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなつて、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9, 通番13, 通番16, 通番20及び通番23

通番9, 通番16及び通番23は、特定事業場の組織図であり、組織構成等について詳細かつ具体的に記載されている。

通番13及び通番20は、労働保険料申告書及び納付書等であり、保険料・一般拠出金算定基礎額、確定保険料・一般拠出金額等が記載されている。

これらは一般に公にしていらない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条同号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法14条各号該当性	通番	
文書 1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① 5頁, 8頁ないし10頁, 12頁「調査結果」欄1行目ないし20行目及び41行目ないし51行目, 13頁, 15頁, 17頁及び23頁不開示部分	2号, 7号 柱書き	1	(1) 5頁「調査結果」欄1行目ないし4行目 (2) 15頁不開示部分1行目, 4行目及び5行目, 17頁不開示部分7行目及び8行目
		② 11頁, 12頁, 14頁, 21頁及び22頁不開示部分(①に係るものを除く。)	3号イ及びロ, 7号柱書き	2	11頁「調査結果」欄1行目ないし8行目, 14頁「調査結果」欄1行目ないし13行目, 21頁不開示部分1行目ないし5行目
		③ 19頁不開示部分	新たに開示	—	—
文書 2	聴取書 ①	—	—	—	—
文書 3	聴取書 ②	① 1頁, 7頁, 15頁及び21頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所並びに6頁, 14頁, 20頁及び24頁自署及び印影	2号	—	—
		② ①以外の不開示部分全て	2号, 7号 柱書き	3	—
文書 4	意見書 ①	① 4頁自署及び印影	2号	—	—
		② 2頁ないし5頁不開示部分(①に係るものを除く。)	2号, 7号 柱書き	4	2頁不開示部分8行目, 3頁不開示部分1行目, 4頁
文書 5	問診票等 ①	—	—	—	—
文書 6	意見書 ②	① 2頁自署及び印影	2号	—	—
		② 3頁不開示部分	2号, 7号 柱書き	5	不開示部分1行目及び2行目

文書 7	問診票 等②	① 79頁事業主 印影	3号イ	6	—
		② 80頁, 20 6頁不開示部分	新たに開示	—	—
文書 8	申立書 等	—	—	—	—
文書 9	使用者 報告書 ①	① 2頁氏名	2号	—	—
		② 2頁事業主印 影	3号イ	7	—
		③ ①及び②以外 の不開示部分全て	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	8	4頁不開示部分1行目, 3 3行目, 5頁不開示部分2 行目及び3行目, 10行目 及び11行目, 18行目, 20行目及び21行目, 6 頁不開示部分5行目及び6 行目, 27行目ないし7頁 不開示部分(6頁33行目 及び7頁7行目6文字目な いし40文字目を除 く。), 8頁不開示部分1 行目, 9行目ないし33行 目(18行目30文字目な いし19行目を除く。)
文書 10	事業場 概要①	—	—	—	—
文書 11	組織図 ①	不開示部分全て	3号イ及び ロ, 7号柱 書き	9	—
文書 12	ミッシ ョンシ ート①	—	—	—	—
文書 13	就業規 則等①	① 205頁及び 207頁ないし2 10頁事業主印影	3号イ	10	全て
		② 205頁氏名 及び印影並びに2 07頁ないし21 0頁自署及び印影	2号	—	—
文書 14	事業場 提出資 料①	① 80頁事業主 印影	3号イ	11	全て
		② 39頁, 75 頁ないし79頁, 126頁及び16	3号イ, 7 号柱書き	12	39頁, 126頁

		3 頁ないし 1 6 7 頁不開示部分			
		③ 8 0 頁及び 8 1 頁不開示部分 (①に係るものを除く。)	3 号イ及びロ, 7 号柱書き	1 3	—
		④ 1 8 9 頁氏名	2 号	—	—
文書 1 5	使用者 報告書 ②	① 1 頁氏名	2 号	—	—
		② 1 頁事業主印影	3 号イ	1 4	—
		③ ①及び②以外の不開示部分全て	3 号イ及びロ, 7 号柱書き	1 5	4 頁不開示部分 1 行目, 1 0 頁不開示部分 1 行目ないし 2 8 行目, 1 1 頁不開示部分 2 2 行目
文書 1 6	事業場 概要②	—	—	—	—
文書 1 7	組織図 ②	① 不開示部分全て	3 号イ及びロ, 7 号柱書き	1 6	—
		② 1 頁 1 行目, 3 頁 1 行目, 6 頁 1 行目, 9 頁 1 行目, 1 2 頁 1 行目, 1 4 頁 1 行目, 1 6 頁 1 行目, 1 8 頁 1 行目, 2 0 頁 1 行目, 2 2 頁 1 行目 不開示部分	新たに開示	—	—
文書 1 8	ミッシ ョンシ ート②	1 頁ないし 5 頁氏名	2 号	—	—
文書 1 9	就業規 則等②	① 1 頁, 2 頁, 2 9 頁, 3 0 頁, 6 1 頁, 6 2 頁, 1 1 3 頁, 1 1 6 頁, 1 1 9 頁, 1 2 2 頁, 1 2 5 頁 及び 1 2 7 頁事業主印影	3 号イ	1 7	全て
		② 2 頁, 3 0 頁, 6 2 頁, 1 1 3 頁, 1 1 6 頁, 1 1 9 頁, 1 2 2	2 号	—	—

		頁, 1 2 5 頁及び 1 2 7 頁氏名			
文書 2 0	事業場 提出資 料②	1 3 頁ないし 6 8 頁不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き	1 8	—
文書 2 1	事業場 提出資 料③	① 1 頁ないし 5 頁事業主印影	3 号イ	1 9	—
		② 4 頁ないし 5 頁自署及び 1 3 頁 氏名	2 号	—	—
		③ ①及び②以外 の不開示部分全て	3 号イ及び ロ, 7 号柱 書き	2 0	—
文書 2 2	使用者 報告書 ③	① 1 頁氏名	2 号	—	—
		② 1 頁事業主印 影	3 号イ	2 1	—
		③ ①及び②以外 の不開示部分全て	3 号イ及び ロ, 7 号柱 書き	2 2	7 頁不開示部分 1 行目ない し 3 2 行目
文書 2 3	組織図 ③	不開示部分全て	3 号イ及び ロ, 7 号柱 書き	2 3	—
文書 2 4	就業規 則等③	—	—	—	—
文書 2 5	履歴書 等	—	—	—	—
文書 2 6	事業場 提出資 料④	7 頁事業主印影	3 号イ	2 4	全て
文書 2 7	事業場 提出資 料⑤	—	—	—	—
文書 2 8	事業場 提出資 料⑥	1 頁印影	2 号	—	—

(当審査会注)

- 1 審査請求人は、文書 3 の①、文書 4 の①、文書 6 の①、文書 9 の①、文書 1 3 の②、文書 1 4 の④、文書 1 5 の①、文書 1 8、文書 1 9 の②、文書 2 1 の②、文書 2 2 の①及び文書 2 8 に含まれる審査請求人以外の姓、氏名及び印影等の開示を求めている。
- 2 文書 1 の③、7 の②及び 1 7 の②に係る 2 欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事務局において整理した。